

日本拳法今治スポーツ少年団規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本団は、「日本拳法今治スポーツ少年団」(以下「本団」という。)と称する。

第2条 (目的)

本団は、日本拳法の修練を通じて、青少年の心身の健全な育成を図るとともに、礼節・協調性・忍耐力を養い、地域社会に貢献する人材の育成を目的とする。

第3条 (活動)

本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 日本拳法の練習および指導
- 2 各種大会・講習会・交流事業への参加
- 3 地域貢献活動および奉仕活動
- 4 その他、本団の目的達成に必要な活動

第4条 (事務局)

本団の事務局は、代表者宅または別途定める場所に置く。

第2章 団員

第5条 (団員)

本団の団員は、主として小学生から中学生までの者とする。

- 2 高校生以上の者は、ジュニアリーダーとして登録し、団員の指導補助および模範となる活動を行うことができる。

第6条 (入団)

- 1 入団を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表の承認を受けるものとする。
- 2 未成年者の入団には、保護者の同意を必要とする。

第7条 (退団・休団)

- 1 団員は、所定の手続により退団することができる。
- 2 やむを得ない事情により活動を休止する場合は、事前に申し出るものとする。

第8条（団員の義務）

団員は、次の事項を守らなければならない。

- 1 本団の規約および指導者の指示を遵守すること
- 2 安全に配慮し、規律ある行動をとること
- 3 他の団員および関係者に対し礼節をもって接すること

第3章 保護者

第9条（保護者の役割）

- 1 保護者は、団員の健全な活動を支援し、本団の運営に協力するものとする。
- 2 必要に応じて、当番・大会補助等の協力を行う。

第4章 指導体制

第10条（指導者）

- 1 本団に指導者を置く。
- 2 指導者は、団員の安全確保および適切な指導に努める。
- 3 指導者は、人格および指導力を備えた者の中から代表が委嘱する。

第11条（代表）

- 1 本団に代表を置く。
- 2 代表は、本団を統括し、運営を総括する。
- 3 代表は、必要に応じて副代表その他の役職を置くことができる。

第5章 会費

第12条（会費）

- 1 団員は、別に定める会費を納入するものとする。
- 2 会費の額、納入方法等は、細則で定める。

第6章 安全および責任

第13条（安全管理）

- 1 本団は、安全確保に最大限努める。
- 2 団員は、体調管理および安全確保に努めるものとする。

第14条（事故・責任）

- 1 本団は、活動中の事故防止に努めるが、不可抗力による事故については責任を負わない場合がある。
- 2 団員は、スポーツ安全保険等に加入するものとする。

第7章 懲戒

第15条（懲戒）

団員が本団の規律を著しく乱した場合、指導者は注意、活動停止、退団等の措置を講ずることができる。

第8章 今治拳友会との関係

第16条（連携）

- 1 本団は、今治拳友会と連携し、その指導方針のもと活動する。
- 2 運営上必要な事項については、拳友会と協議のうえ決定する。

第9章 附則

第17条（規約の改正）

本規約の改正は、代表および指導者の協議により行う。

第18条（施行）

本規約は、平成20年4月1日より施行する。

令和8年4月1日 一部改正